

改正

平成25年9月3日告示第86号

令和2年3月31日告示第25号

浦幌町広告掲載要綱を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

浦幌町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この告示は、浦幌町（以下「町」という。）の財産を広告媒体として活用し、町内に事業所を有する民間事業者等（以下「民間事業者等」という。）の広告を掲載することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、町の新たな財源を確保し、又は事業経費を節減し、もって地域経済活動の活性化及び町財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、物品その他の町の財産のうち、広告を掲載するものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告掲載枠の販売、広告掲載物品受入等）を用いて、民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 広告掲載は、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないとともに、広告媒体の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号に掲げる広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (4) 選挙に関するもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (8) 個人の氏名の名刺広告に関するもの
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 人事募集の広告に関するもの
- (13) 責任の所在が不明確な広告に関するもの
- (14) その他町の財産を活用した広告として適当でないと認められるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準（以下「広告掲載基準」という。）は、町長が別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載し、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、原則、公募とし、町広報紙及び町ホームページ等により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの方法により募集するときは、公募によらないことができるものとする。

- (1) 広告掲載希望者を指定して広告の掲載を依頼する場合
- (2) 第14条第1項の規定による広告掲載物品等の提供の申込みがあった場合
- (3) 広告掲載事業等を営むものへ広告掲載枠を売り渡す場合

2 広告媒体ごとに広告の募集方法、規格、枠数、広告掲載の料金等は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（書式例1）により町長に申し込むものとする。

2 町長は、広告掲載希望者に対し、広告掲載の可否を判断するために必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、この告示、広告掲載基準及び広告媒体ごとに定める基準等により審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果等について広告掲載決定（不決定）通知書（書式例2）により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 広告掲載枠を超える申込みがあったときの広告掲載の決定に当たっては、広告媒体の性格上、地域性・公共性の高いものを優先させることとし、次の各号の順位とする。なお、同一順位の広告がある場合には、抽選により決定するものとする。

- (1) 公共的団体及びこれに類するもの
- (2) 前号に掲げる以外の事業者

(広告掲載の承諾)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告掲載承諾書（書式例3）及び広告原稿等を町長が定める期限までに提出しなければならない。

2 広告原稿等は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 前項に定めるもののほか、広告主は、広告掲載の方法等について町長と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第10条 町長は、掲載広告が第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき、若しくは同条第2項に定める広告掲載基準に抵触することとなったとき、又は広告主が次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載承諾書及び広告原稿等の提出がないとき。
- (2) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

- (4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載の必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面（書式例4）により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) 町の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載取消通知書（書式例5）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の支払方法）

第11条 広告掲載料は、前納とする。ただし、定期的に発行する広告媒体に係る広告掲載料については、分割払とすることができる。

（広告掲載料の返還）

第12条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止したときは、この限りでない。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等が行われたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。
- 4 広告主は、第10条の規定による広告掲載決定の取消しにより、町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（広告掲載物品等の提供の申込み）

第14条 広告掲載物品等の提供を申し込もうとする者（以下「広告掲載物品等提供申込者」）は、広告掲載物品等提供申込書（書式例6）により、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、広告掲載物品等提供申込者に対し、提供の可否を判断するために必要な資料の提出を求めることができる。

（広告掲載物品等の受入れの決定）

第15条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、この告示、広告掲載基準等により審査を行い、受入れの可否を決定し、その結果等について、広告掲載物品等受入決定（不決定）通知書（書式例7）により広告掲載物品等提供申込者に通知するものとする。

- 2 第10条及び第13条の規定は、広告掲載物品等の受入れの決定を受けた広告掲載物品等提供申込者に準用する。

（審査機関）

第16条 広告掲載に関し、疑義が生じた事項について審査するため、浦幌町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長には副町長を、委員には総務課長、まちづくり政策課長、町民課長、保健福祉課長、こども子育て支援課長、産業課長及び施設課長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する町職員を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第17条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（審査会の庶務）

第18条 審査会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

（補則）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（抄）（平成25年9月3日告示第86号）

平成25年9月3日から適用する。

附 則（令和2年3月31日告示第25号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。